

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 佐世保市職員互助会
- 3 監査の期間 令和5年3月13日から令和5年3月24日まで
- 4 実施内容

佐世保市の令和3年度に交付した負担金に係る出納その他の事務が、佐世保市職員互助会（以下「互助会」という。）の規約等に基づき適正に行われているか、関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の着眼点

総務部（職員課）

- (1) 負担金の手続きは適正か。
- (2) 互助会の事業内容及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

互助会

- (1) 事業内容が負担目的に沿って行われているか。
- (2) 規約及び規程等は整備されているか。
- (3) 互助会の負担金に係る会計経理は適正か。

6 監査の結果

総務部（職員課）

- (1) 市は、職員の福利の増進を図ることを目的として、職員で組織する互助会に厚生制度を行わせ、それに要する経費として協定書により定められた負担金を互助会に支出している。その負担金の支出手続きは適正に行われていた。
- (2) 副市長を会長とし、各部局長等で構成する幹事会において、毎年度の事業計画、予算、決算及びその他重要事項を決定しており、互助会の事業内容及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っていた。

互助会

- (1) 互助会は、職員の福利の増進を図ることを目的とした厚生制度を行っており、その事業内容は負担目的に沿って適正に行われていた。
- (2) 各事業に関する規約及び規程等は整備されていた。
- (3) 事務手順書の作成や様式の見直しなど会計経理事務の適正化に取り組まれており、互助会の負担金に係る会計経理は概ね適正に行われていた。

以上

【互助会】の概要は次のとおりである。

1 事業の内容

(1) 事業の目的

互助会は、会員の互助精神に則り、親睦・共済・福利の増進を図ることを目的としている。

(2) 事業の現況

互助会は、上記の目的を達するために次の事業を行っている。

- ア 祝金等の各種給付
- イ 生活資金貸付
- ウ 職員体育大会
- エ 佐世保市職員体育部・文化部への活動助成
- オ 人間ドック受診費用の助成
- カ 施設利用補助券の交付
- キ 福利厚生施設の整備
- ク 全国都市職員災害共済（自動車共済及び火災共済）の取扱い
- ケ 全国市長会保険（任意共済保険及び個人年金共済）の取扱い
- コ 生命保険の団体取扱い
- サ 指定店制度

(3) 市との関係

佐世保市は、互助会の運営を助成するため、令和3年度運営負担金として13,960千円を支出している。

(4) 組 織

互助会は、次のとおり構成されている。（令和4年4月1日現在）

幹 事 18 人		事務局 4 人	
会 長（副市長）	1 人	事務局長	（職員課長）
副 会 長（総務部長）	1 人	事務局次長	（職員課長補佐）
常任幹事（会長・副会長含む）	6 人	職 員	（市職員 1 人）
会計監事	2 人	互助会雇用職員	（1 人）
幹 事	10 人		

会 員 3,258 人